



# マツダ グリーン調達ガイドライン

—目次—

1. はじめに	2
2. マツダグリーン調達ガイドラインの位置付け	3
3. マツダ地球環境憲章	4
4. マツダ生物多様性ガイドライン	5
5. お取引先様へのお願い	6
1) 法規制の遵守	7
2) 環境マネジメントシステム(EMS)の構築	8
3) 事業活動における環境負荷低減の取り組み	9
(i) 温室効果ガス削減計画の策定	9
(ii) 環境配慮型設計・商品・サービスの提案	9
(iii) 物流工程の温室効果ガス削減に関する提案	9
(iv) ライフサイクルアセスメント(LCA)への対応	9
4) 化学物質管理	10
(i) MES MA 010「環境負荷物質管理基準」の遵守	10
(ii) IMDS 等を用いた化学物質管理状況報告	10
(iii) 労働安全衛生法等の法令及び GHS 分類に対応するための SDS 提出	10
5) 環境担当者の届出	12
改訂履歴	13

## 1.はじめに

地球温暖化をはじめとする環境問題は人類にとって喫緊の課題です。マツダは、持続可能な社会の実現のために、環境保全を企業の社会的責任(CSR)の重点領域の1つに定め、低炭素社会、循環型社会、自然との共生社会づくりの推進に積極的に取り組んでいます。

マツダは、マツダグループ全体の環境に関する基本方針として、「マツダ地球環境憲章」を制定しています。「マツダグループは国内外全ての企業活動において、自然との調和を図りながら、地球環境の保護と豊かな社会づくりに貢献します」という環境理念と5つの行動指針に基づいて、商品・技術、生産・物流・オフィスなど、社会貢献の各領域で、環境を意識した企業活動を行っています。

マツダは、これまでもお取引先様と環境保全のために相互協力を進めてまいりましたが、今後もこの「マツダグリーン調達ガイドライン」に基づき、環境保全活動の促進や企業の社会的責任を果たすために、これまで以上に活動を充実させてまいります。皆様の一層のご理解、ご支援、ご協力をお願いします。

2010年7月  
マツダ株式会社  
購買本部

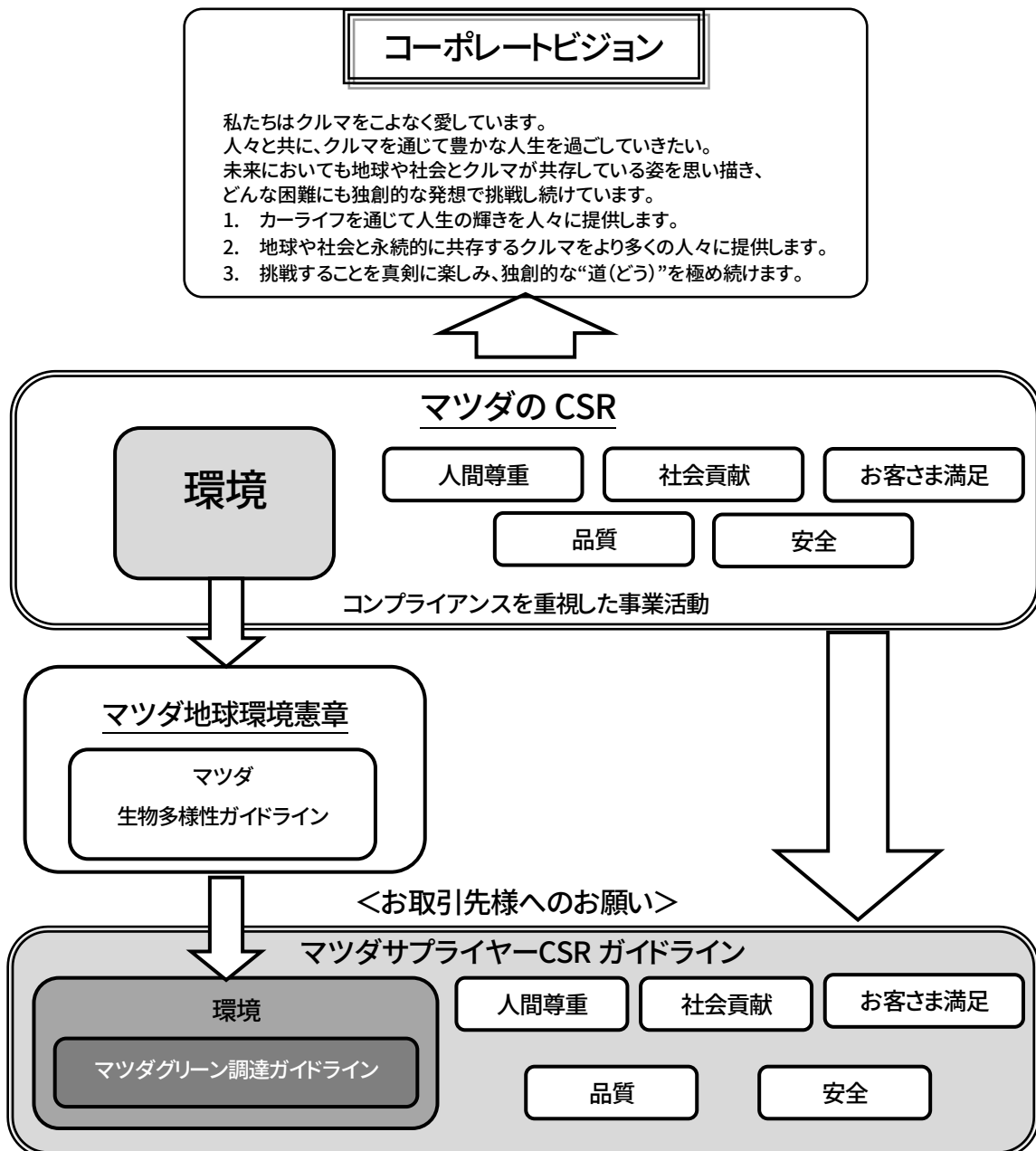
## 2. マツダグリーン調達ガイドラインの位置付け

マツダは 2015 年 4 月にコーポレートビジョンを改訂し、全てのステークホルダーから広く信頼される企業グループとしてさらに成長していきます。

そして、マツダを取り巻くすべて全てのステークホルダーの要望や期待に応えるべく日々の事業活動を通じて CSR の取り組みを推進し、持続可能な社会の発展に貢献していきます。

マツダでは、この CSR の取り組みを 6 つに分類し、評価していますが、そのうち「環境」については、別途、「マツダ地球環境憲章」や「マツダ生物多様性ガイドライン」を定め、低炭素社会、循環型社会、自然との共生社会づくりの推進に取り組んでいます。

更に、マツダの CSR の考え方を、お取引先様皆様に関連する分野・項目でまとめ、「マツダサプライヤーCSR ガイドライン」として制定し、お取り組みをお願い致しております。その中でも、「環境」に対する考え方をあらためてお願いするのが、この「マツダグリーン調達ガイドライン」です。お取引先様の皆様とともに企業の社会的責任を果たし、環境保全活動を促進させたいと考えております。



### 3. マツダ地球環境憲章

マツダでは、マツダグループ全体の環境に関する基本方針として「マツダ地球環境憲章」を制定しています。環境理念と5つの行動方針に基づいて、各領域で環境を意識した企業活動を行っています。

#### 環境理念

マツダグループは国内外全ての企業活動において、自然との調和を図りながら、地球環境の保護と豊かな社会づくりに貢献します

- ・ 私たちは地球にやさしい技術と商品を創造し、社会に提供します。
- ・ 私たちは資源やエネルギーを大切にし、環境を配慮した事業活動を行います。
- ・ 私たちは社会や地域と共に、よりよい環境をめざした活動をします。

#### 行動指針

##### 1. 環境を配慮した技術と商品の創造

私たちは排出ガスの浄化・CO<sub>2</sub>の低減・クリーンエネルギー車の研究開発など、クリーン技術の創造に挑戦し続けます。

私たちは企画・開発段階から生産・使用・廃棄に至るまで、一貫して環境との調和を配慮した商品づくりを推進します。

##### 2. 資源・エネルギーを大切にする事業活動

私たちは限りある資源を大切にするため、省資源・リサイクル活動を積極的に推進します。

私たちはエネルギーを多角的・効率的に活用するよう努めます。

私たちは使用済み自動車の適正処理・リサイクルを推進します。

##### 3. クリーンさを追求する事業活動

私たちは環境に関する法規制の順守に留まらず、よりクリーンな自主管理基準を設け自己管理を徹底していきます。

私たちはクリーンさを追求するため、新技術の開発やシステムの導入を推進します。

##### 4. 事業活動の仲間と共に、よりよい環境づくり

私たちは環境教育の徹底や環境情報の提示により、地球環境に対する従業員啓発活動を積極的に推進します。

私たちはお互いの連携を密にし、よりよい環境づくりをめざします。

##### 5. 社会や地域と共に、よりよい環境づくり

私たちは環境に関する社会の要請に積極的に耳を傾け、企業活動に反映させます。

私たちは環境に関する技術・システム・情報などを公開し提供します。

私たちは事業活動に留まらず、環境保全に寄与する社会的活動にも積極的に取り組みます。

(1992年制定、2005年4月改定)

## 4. マツダ生物多様性ガイドライン

マツダは、事業活動等で受ける自然の恵みと生態系への影響の重要性を認識し、「マツダ生物多様性ガイドライン<sup>1</sup>」を制定しています。

### マツダ生物多様性ガイドライン

#### 【基本的考え方】

「マツダ地球環境憲章」に基づき、マツダグループは自然の恵みと自然への影響の重要性を認識し、国内・海外の企業活動を通じた生物多様性保全への貢献に努め、人と自然が調和した豊かで持続可能な社会づくりとその発展を目指します。

#### 【重点取り組み項目】

##### 1. 環境に配慮した技術と商品の創造

排出ガスの浄化、CO<sub>2</sub> の低減、クリーンエネルギー車の研究開発、リサイクルの推進や生物多様性に資する技術の開発により、環境と企業活動の調和を配慮した技術と商品の創造を推進します。

##### 2. 資源・エネルギーを大切にせる企業活動

エネルギーの効率的な活用、省資源・リサイクル活動により環境負荷物質の低減と資源の有効活用を推進し、生物多様性の保全に貢献します。

##### 3. 社会や地域との連携・協力

サプライチェーンおよび自治体、地域社会、NPO／NGO、教育・研究機関などの幅広いステークホルダーとの連携・協力を努め、地域に密着した活動を推進します。

##### 4. 啓発と情報開示

人と自然との共生の意識向上に努め、積極的かつ自発的に行動するとともに、成果を広く社会に開示し共有します。

2012年12月制定

<sup>1</sup> 「マツダ生物多様性ガイドライン」:マツダは、生物多様性の取り組みを体系的に構築していくための「生物多様性に関する影響度評価」を「生物多様性に関する影響度評価」を実施し、マツダが事業活動等で受ける自然の恵みと生態系への影響の重要性を認識しました。これを受けて2012年12月に「マツダ生物多様性ガイドライン」を制定しています。

## 5.お取引先様へのお願い

マツダグループでは、「マツダ地球環境憲章」に則り、環境マネジメントシステムが構築・運用されていることはもとより、地球温暖化対策、資源循環、自然環境保護、化学物質管理・削減、生物多様性の保全などの環境活動を積極的に事業展開されているお取引先様から優先的に購入します。

この方針に沿ってお取引先様には以下のお願いをさせていただきます。また、これらの要請項目につきましては、マツダから実施状況の確認をさせていただくことがございます。

対象取引先様 要請項目	自動車に 搭載される製品		弊社内で使用される 製品サービス				提出書類	提出時期
	部品	材料 副資材	材料 副資材	型具	工事 メンテ工事	物流		
1) 環境法規制の遵守	○	○	○	○	○	○	-	-
EMS の構築 2) (ISO14001 認証取得状 況の報告)	○	○	○	○	○	○	MGN 内取引先台帳 認証取得情報	更新の都度 入力
3) 事業活動における環境負荷低減の取組								
(i) 温室効果ガス 削減計画の策定	○	○	○	○	○	○	弊社指定帳票 (提出対象のお取引先様)	弊社要請時
(ii) 環境配慮型設計・商 品・サービスの提案	○	○	○	○	○	○	VE・VA 提案書／見積書 等々	発生の都度
(iii) 物流工程の温室効果 ガス削減に関する提 案	○	○	○	○	○	○	物流関連帳票	発生の都度
(iv) LCA への対応	○	○	-	-	-	-	弊社指定帳票 (提出対象のお取引先様)	弊社要請時
4) 化学物質管理								
MES MA 010「環境 (i) 負荷物質管理基準」 の遵守	○	○	-	-	-	-	-	新規部材料 発生時等
(ii) IMDS 等を用いた化 学物質管理状況報告	○	○	-	-	-	-	IMDS へのデータ入力/ 弊社指定帳票	
(iii) 労働安全衛生法等の 法令及び GHS 分類 に対応するための SDS 提出	○	○	○	-	-	-	SDS の登録 (登録対象のお取引先様)	新規部材料 発生時等
5) 環境担当者の届出	○	○	○	○	○	○	MGN 内取引先台帳 環境担当者情報	更新の都度 入力

## 5.お取引先様へのお願い

### 1) 法規制の遵守

マツダグループでは、企業の社会的責任の一つとして、法令遵守の徹底に取り組んでおり、環境関連法規制の遵守は幅広い環境活動を推進する前提となります。その一方、ビジネスのグローバル化に伴い、対象となる環境関連の法規制はますます多様化し、拡大しております。

マツダグループとビジネスをしていただく全てのお取引先様におかれましては、これまで同様、各国、各地域の環境関連法令や規制に従って、大気、水、土壌などの汚染防止と継続的な監視、汚染物質の削減、廃棄物の適正処理やリサイクルに向けての対応、禁止された化学物質の適正管理と排出量の把握や報告の実施など、その遵守をお願いします。また、これら法規制の制改正動向を十分に留意され、今後とも継続的、且つ、適正なご対応をお願いします。



## 5.お取引先様へのお願い

### 2) 環境マネジメントシステム(EMS)の構築

これまでマツダでは、購買の主要なお取引先様に対し、ISO14001 の外部認証取得を要請してまいりました。今後とも、環境保全活動を組織的に管理し、継続的な改善を推進していくために、ISO14001 を基本とした EMS の構築、及び運営をお願いします。加えまして、各社様の2次以降のお取引先様にも積極的に環境活動やEMS構築推進の展開をお願いします。

- ・ **ISO14001 認証取得状況の報告**

お取引先様におかれましては、これまで通りISO14001 認証取得とその取得継続をお願いします。また、取得、及び更新の都度、その他の認証状況と併せまして、MGN<sup>2</sup>お取引先台帳の認証取得状況欄のISO001取得状況を更新していただくようお願いします。

但し、ISO14001 を未取得のお取引先様は、「環境マネジメントシステム取引先評価表」(別紙)で、取得されているISO14001 以外の外部認証取得状況のご報告、または、EMS の自己評価を実施していただき、更に、ISO14001 の取得計画を明らかにしてください。評価表は担当バイヤーの指示に従い提出し、担当バイヤーの評価を受けてください。

---

<sup>2</sup> 「MGN」：Mazda Global supplier Network = お取引先様とマツダとの情報伝達システム

## 5.お取引先様へのお願い

### 3) 事業活動における環境負荷低減の取り組み

マツダグループでは、環境汚染物質の削減、省資源・省エネルギー対応、水質・大気などの環境保全、生物多様性の保全、天然資源の持続可能な利用、耐久性の向上、3R<sup>3</sup>、廃棄物削減といったあらゆる環境への配慮を考慮し、事業活動を進めています。同様に、お取引先様におかれましても、この趣旨をご理解の上、活動にご協力をお願いします。

#### (i) 温室効果ガス削減計画の策定

お取引先様の事業活動で発生する温室効果ガス（CO<sub>2</sub>、CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>O、HFCs、PFCs、SF<sub>6</sub>、NF<sub>3</sub>等）<sup>4</sup>削減目標を提示させていただきます。これらの環境負荷、及び温室効果ガス削減に向けた計画策定と実施をお願いします。この削減計画策定、及び実施状況につきましては確認をさせていただくことがございます。対象となりましたお取引先様は計画書及び実施状況をご報告下さい。

**温室効果ガス削減目標<sup>5</sup>：対前年比 1%以上削減**

#### (ii) 環境配慮型設計・商品・サービスの提案

マツダでは、今後も継続して環境を配慮した技術と商品の創造、資源・エネルギーを大切にす事業活動を展開していきます。そのためにも、お取引先様が保有されている環境技術やサービス、環境配慮型設計・製品などの積極的な提案をお願いします。

#### (iii) 物流工程の温室効果ガス削減に関する提案

マツダでは、地球温暖化対策のためには、製品の製造時だけでなく、事業活動で発生するあらゆる温室効果ガス削減が急務と考えております。この活動を更に進めていくため、お取引先様におかれましても、マツダ向け製品の納入時に発生する温室効果ガスの管理、及び梱包廃止や簡易包装、再生材の使用などの環境配慮型荷姿の提案、物流効率向上による温室効果ガス削減に向けた提案など、担当部門への積極的な提案をお願いします。

#### (iv) ライフサイクルアセスメント(LCA)への対応

マツダでは、自動車を製造する過程、お客さまのご利用段階、使用後まで、あらゆる側面から環境負荷を検証し、自動車のライフサイクル全体で環境負荷低減を目指しております。そのために、LCAの実施手法や評価を確立し、その評価を拡大・展開していきます。このLCAの対象となりました部品・材料・副資材を提供して頂くお取引先様は必要なデータの提出をお願いします。

<sup>3</sup> 「3R」: Reduce/リデュース:ごみの発生抑制、Reuse/リユース:再使用、Recycle/リサイクル:再資源化

<sup>4</sup> 「温室効果ガス」:CO<sub>2</sub>=二酸化炭素、CH<sub>4</sub>=メタン、N<sub>2</sub>O=亜酸化窒素、一酸化二窒素、HFCs=ハイドロフルオロカーボン類、

PFCs=パーフルオロカーボン類、SF<sub>6</sub>=六フッ化硫黄、NF<sub>3</sub>=三フッ化窒素

<sup>5</sup> 「温室効果ガス削減目標」:マツダグループ向けの製品が製造～納品される迄に事業活動の中で発生する温室効果ガスの平均削減率

## 5.お取引先様へのお願い

### 4) 化学物質管理

マツダでは、欧州 ELV 指令<sup>6</sup>や REACH 規制<sup>7</sup>、日本国内の労働安全衛生法<sup>8</sup>、化学物質排出把握管理促進法<sup>9</sup>（以下、化管法）、さらには国際的な標準である GADSL<sup>10</sup>といった各種規制で定められている化学物質について、調達する資材・部品の含有量データを収集・把握し適切に管理しています。また、限りある資源を有効に活用するため、徹底した再資源化と廃棄物削減に取り組みます。引き続き各社様と連携を取りながらこれらの対応を進めていきます。

#### (i) MES MA 010「環境負荷物質管理基準」の遵守

マツダでは、国内外の法や規制を基に、マツダ独自の管理基準 MES MA 010「環境負荷物質管理基準」を制定しております。この MES で「禁止」、「要申告」物質を指定しておりますので、自動車に使用される製品「量産部品・材料・用品・補修部品」につきましては MESMA010 の遵守をお願いします。

#### (ii) IMDS 等を用いた化学物質管理状況報告

マツダでは、車両に使用する製品については、製品に含有する化学物質の把握及び管理を行っております。部品・材料については IMDS<sup>11</sup>、用品・梱包材については個別帳票を用いて、製品への化学物質使用状況の報告をお願いしています。マツダから IMDS 入力依頼／個別帳票提出依頼を受けたお取引先様におかれましては、所定の期限までにご対応をお願いします。

#### (iii) 労働安全衛生法等の法令及び GHS 分類<sup>12</sup>に対応するための SDS<sup>13</sup>提出

マツダでは、労働安全衛生法や化管法といった法令及び GHS 分類に対応するため、特定の原材料、副資材につきましては、SDS の PRTR ワールドへの登録をお願いしています。また、「用品・補修部品・梱包材」の中にも、労働安全衛生法及び GHS 関連規則の対象となる製品もございます。対象の製品を納入頂くお取引先様に置かれましては、所定の方法で SDS 提出をお願いします。

\* 化学物質管理に関するお願い事項一覧を次ページに掲載しています。

<sup>6</sup> 「ELV 規制」:End-of-Life Vehicle＝使用済み自動車から発生する有害物質規制指令

<sup>7</sup> 「REACH」:Registration, Evaluation, Authorization and Restrictions of Chemicals  
＝生産・輸入する化学物質の調査・申請・登録を義務付ける EU 指令

<sup>8</sup> 「労働安全衛生法」:職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境を形成する目的で制定された、日本の法律

<sup>9</sup> 「化学物質排出把握管理促進法」:PRTR 制度と SDS 制度を柱として、環境保全上の支障を未然に防止することを目的とした、日本の法律

<sup>10</sup> 「GADSL」:Global Automotive Declarable Substance List＝世界の自動車業界の申告物質リスト

<sup>11</sup> 「IMDS」:International Material Data System＝国際材料データシステム。

詳細情報は MGN 及び IMDS ホームページ <http://www.mdsystem.com/index.jsp> の情報を参照して下さい

<sup>12</sup> 「GHS」:Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals  
＝化学品の危険有害性(ハザード)ごとに分類基準及びラベルや安全データシートの内容を調和させ、世界的に統一されたルールとして提供するもの。日本を含め各国で、化学品の分類や表示について GHS が導入されている。

<sup>13</sup> 「SDS」:Safety Data Sheet

参考：化学物質管理に関するお願い事項一覧

5.4)化学物質管理に関するお取引先様へのお願い事項を以下の表にまとめております。内容をご確認の上、領域毎に必要なご対応を徹底頂きますようお願い致します。

○：全て対象 △：一部対象(対象となる製品は限定される) ×：対象外

要求項目	対象製品						
	部品			原材料・副資材		梱包材	
	量産部品	補修部品	用品	車両の一部になる原材料	車両の一部にならない原材料・副資材		
各国マツダ法規の標準遵守	<ul style="list-style-type: none"> <li>•MES MA010「環境負荷物質管理基準」</li> </ul>	○	○	○	○	×	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>•労働安全衛生法</li> <li>•化管法</li> </ul>	△	△	△	○	○	△
報告いただきたい内容	報告帳票	•IMDS	<ul style="list-style-type: none"> <li>•SDS</li> <li>•GHSラベルサンプル</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①化学物質調査書</li> <li>②SDS</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①IMDS</li> <li>②SDS</li> </ul>	•SDS	•REACH規制調査書
	報告ツール	•IMDS	•電子メール	•電子メール	<ul style="list-style-type: none"> <li>①IMDS</li> <li>②PRTRワールド</li> </ul>	•PRTRワールド	•電子メール
	報告時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>•発注先決定連絡書発行時</li> <li>•部品構成変更時／使用材料変更時</li> <li>•個別依頼時</li> </ul>	•品番設定時 (GHS対象品※に限る)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①海外出荷設定時 (マツダから依頼)</li> <li>②品番設定時／海外出荷設定時(マツダから依頼)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①新規材料発生時 (マツダから依頼)</li> <li>②品名コード設定時 or 品名コードの設定がない場合は発注時</li> </ul>	•品名コード設定時 or 品名コードの設定がない場合は発注時	•個別依頼時 <sup>①</sup>

※GHS 対象品：油脂、液状ガスケット、グリース(Boot Set や Joint Set などに入っているグリースパック含)、シーラー類、乾燥剤、気化性防錆剤、パンク修理剤、等

## お取引先様へのお願い

### 5) 環境担当者の届出

マツダとの環境取組みの窓口として、MGNお取引先台帳内の担当者情報欄に「環境担当者」の登録をお願いします。マツダでは、この環境担当者様の方を通じて、お取引先様と環境保全活動を推進していきます。また、環境担当者様の変更がありましたら、随時、登録情報の変更をお願いします。

尚、ご登録いただきました情報は、マツダグループの環境活動推進以外の目的で使用することはありません。

## 改訂履歴

2005年05月	初版発行
-----	
2010年07月	マツダサプライヤーCSRガイドライン発行に伴う全面改訂
-----	
2014年09月	(1)上位文書、関連文書を明確にする為の文書構成の見直し ・ 『2. マツダグリーン調達ガイドラインの位置付け』を追記。当ガイドラインの関連文書との関係を明確にした。 ・ 『3. マツダ地球環境憲章』を独立。上位文書の記載事項を明確にした。 ・ 『4. マツダ生物多様性ガイドライン』を追記。関連文書の記載事項を明確にした。 (2)生産する車両に使用される資材・部品の材料データの管理手法の明確化 ・ 『4.4) 環境負荷物質の管理』、『4.4) 3. IMDS へのデータ入力』をそれぞれ『5.4) 環境負荷物質とリサイクル材使用状況の管理』と『5.5) 環境負荷物質及びリサイクル材の報告』へ更新。 (3)温室効果ガスの追加 ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案が閣議決定された為、温室効果ガスに追加されたNF3=三フッ化窒素を追記。
-----	
2017年3月	コーポレートビジョン改訂内容の反映 -p3
-----	
2020年3月	SDSの登録に関する項目を追加 -p6, p10
-----	
2020年9月	5.4)「環境負荷物質とリサイクル材使用状況の管理」の項目を「化学物質管理」に改訂。 化学物質管理に関連したお願い事項の記載を更新 -p6,p10,p11
-----	



マツダ株式会社  
購買本部  
2020年09月改訂